

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（使用済樹脂貯蔵タンク増設）【2】）」
2. 日時：令和4年8月29日 16時00分～17時58分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥調査官、西内安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部設備保全グループリーダー◎ 他9名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンク増設 設置許可申請
コメントリスト
- ・資料2 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る申請の
概要について
- ・資料3 伊方発電所3号機 使用済樹脂貯蔵タンクの増設に係る申請の
概要について（補足説明資料）
- ・資料4 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事 設置許可申請 審査会合・ヒア
リングスケジュール（案）

※以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・伊方発電所3号炉設置許可基準規則等への適合性について（使用済樹脂貯蔵タンク）（令和4年8月1日の面談資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれから、伊方発電所の使用済み樹脂貯蔵タンク増設工事の設置変更許可申請に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:13	それではまず四国電力の方から資料に基づいて前回の確認事項に対してのご回答いただいてもよろしいですか。
0:00:24	はい四国電力の仲です。それでは資料1のコメントリストに沿って、資料2の概要の資料及び資料3の補足説明資料で、記載を加えたところについて説明させていただきます。
0:00:37	コメントリストのナンバー1についてですが、ご確認事項としまして樹脂移送ラインの系統について分岐合流箇所がわかるように、資料に示すことということで、
0:00:49	補足説明資料の方の4ポツのところに追加してます。
0:00:55	ページで
0:00:58	資料3の補足説明資料のページ7ページになります。
0:01:02	そちらのですね4ポツ4.1で系統構成についてということで記載させていただいております、具体的には下の系統構成の概略図を付け加えております。
0:01:16	各脱塩と応用及び12号については、この移送容器を用いて磯容器から集合したところから、各SR資金の使用済み樹脂貯蔵タンクの方に移送するラインとなっております。
0:01:31	放射性希ガス等の減衰が必要な14については、この
0:01:36	右飯泉ところの右下にある使用済み樹脂タンクというところがありまして、そこに一旦蒸留して減衰した後に、使用済み紙チョウゾウ段上、
0:01:48	受け入れを行うような系統構成となっております。
0:01:51	あと、系統構成上タンクに附属する配管としては、樹脂入口配管のほか、排気戻り配管、補助建屋、排気塔への配管、排気ダクトですね。
0:02:03	発等脱塩水配管、こちらについては、移送ポンプの洗浄やオーバーフロー配管の線量等について使うものになります。あとオーバーフロー配管水系配管がついております。
0:02:16	系統構成としては以上のような系統となっている。
0:02:22	続いてコメントリストのナンバー2に戻りまして
0:02:27	運開以降の実施を貯蔵している旨を、申請概要説明資料に追記することということでこちら資料2-5、
0:02:37	シートの3ページになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	工事理由のところ、伊方発、比嘉他 3 号機にて運開以降発生した室長積み実施というところで、運開以降に発生したものを、
0:02:50	貯蔵しているというところを示させていただいております。
0:02:54	こちらについては補足説明資料についても同様の
0:02:58	文言がありますのでこちらにもオオブ文書を付け加えさせていただいて、
0:03:05	続いて資料 1 コメントリストのナンバー 3 になります。
0:03:10	補足説明資料及び申請概要説明資料に既設 AB との違いはわかる形でタンクの構造、AI の据えつけ状況がわかる図を追加することということで、
0:03:21	まず、資料 2 の合意概要説明資料の、
0:03:25	方についてですが、シートの 5 ページ。
0:03:30	2、使用済み樹脂貯蔵タンクの構造についてということで、既設の B と今回設置するし、について図を付けております。
0:03:42	構造については、既設 AB と基本的に度同じなのですが、建設時についてはですね工場で組み立て搬入が可能であった。
0:03:53	ものだったんですが、今回の 3C のタンクについては、現地搬入のために、どういった、8 番勝、鏡北尾に分割した。
0:04:04	分割計上で搬入して現地での組み立てを行うこととしてます。このため分割計上はちょっと施設とは違う、最終的な形状は組み立て後は同じなんですけど、溶接箇所が多いというところが違う。
0:04:20	あと、タンク基礎ボルトの材質と OK については、既設タンク、
0:04:25	から変更することで今回基準地震動 Ss に対する耐震性を確保することとしています。
0:04:37	補足説明資料にも同じように、コースをつけております。
0:04:42	医師。補足説明資料の方はページ 4 ページですね、使用済み樹脂貯蔵タンク及び周辺状況ということで、増設後の方のところ、
0:04:53	同じような図面を付け加えております。
0:05:00	続いて資料 1 のコメントリストのナンバー 4、タンク周辺の区画について、附属する相川周辺の壁貫通部天井部の状況がわかるよう、
0:05:11	イトウを用いて補足説明資料に記載することということで、こちらも
0:05:17	資料 3 の補足説明資料の方に、
0:05:21	記載を追加しております、2 ページの 1.4、使用済み樹脂貯蔵タンクの構造、周辺の状況についてということと、
0:05:31	それ以降に 3 ページに増設前の状況、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:35	4 ページに増設後の状況ということで追加させて。
0:05:42	ここに各配管タンク室、外から繋がる配管等についての貫通部も記載させていただきます。
0:05:52	1.4 の方をちょっと読み上げさせていただきます。使用済み樹脂貯蔵タンク 3 市については将来増設することを想定して建設より各種をしている区画に増設を行うこととして、
0:06:04	タンク増設前増設後のタンク周辺状況について次ページ以降に示す。
0:06:10	タンク増設に伴い遮へい器の設置附属配管の施設、漏えい検知器の設置及び増設する使用済み樹脂貯蔵タンク三信の上部外構について、
0:06:20	既設 3A3Bタンク同様に遮へい蓋の設置を行う。
0:06:25	使用済み樹脂貯蔵タンク 3 支出の既設壁には、現状排気ダクトが貫通しているは、通路部の斜辺の観点から排気ダクトの撤去、貫通部シールドを行う。
0:06:35	また、使用済み樹脂貯蔵タンク 3 シシツの照明については、火災発生防止の観点から締結し、
0:06:42	電線管の貫通部については貫通部指導を行う。
0:06:46	増設する使用済みちゅう所蔵タンク最新の基本構造採算Bと同様であるがこちらは先ほども申したことと同じことを記載しております。
0:06:59	続いてコメントリストの 5 番になります。具体的な樹脂装置の操作内容について補足説明資料に追加することということで、
0:07:10	資料 3 の、
0:07:11	先ほどの、
0:07:15	資料 3 の 8 ページ、14 操作の概要についてということで記載させていただきます。
0:07:22	流れとして 4.2. 1 と 4.2. 2 で分けて記載しておりますが、
0:07:29	使用済み樹脂タンクにて一旦貯留後、使用済み樹脂所貯蔵タンクへ樹脂を移送する場合っていうのを、青い線で記載しております。
0:07:38	これは冷却材混焼式脱塩と冷却材 44 脱塩とホウ酸回収装置混焼式圧延等ということで希ガスを、
0:07:47	の減衰が必要なものというところで、これらについては一旦右し、図の右下にあるGCを積み住所実施を済み樹脂タンクに一旦貯留してそのあと、
0:07:59	使用済み樹脂貯蔵タンクの方に移送する。
0:08:02	ラインとなります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:04	それ以外についてはこの、4.2. 2 で記載してまず通り、オレンジ色の線で記載してまず通りだ核脱塩等から、し、使用済み樹脂貯蔵タンク、
0:08:17	3、3B棟に移送するような形になってます。
0:08:25	続いて資料 1 のコメントリストのナンバー6 についてです。ここは使用申請概要の資料にも、今回の部屋でのコメントを追加する形で、
0:08:36	補足説明資料の工事概要に関する説明を補足説明資料へ追記することというのと、
0:08:43	補足説明資料の逐条整理について適用条文としなかったものも含めて網羅的に理由を説明することということで、工事概要については 3、
0:08:53	今までのコメントについて補足説明資料と概要、整合するように
0:08:58	修正をしております。
0:09:01	築城日の整理表については、資料 3 の補足説明資料の、
0:09:07	5 ページ 6 ページにわたって今回適用対象となるもの以外も含めてすべて記載を追加して、
0:09:22	続いてコメントリストのナンバー7 ですが、
0:09:26	既設ABの実績を踏まえて新設Cタンクに対する補助について検討している内容を記載することということで、
0:09:34	こちらについては資料 3 補足説明資料のページ 7、3 ポツのほうで記載させていただいております。
0:09:42	採算Bについては 14 の貯蔵により担保する方放射線区域として常時立ち入り禁止区域に設定されていることから、タンクに対する保全としては、
0:09:53	保安規定に基づく 1 日 1 回の水監視、あと漏えい検知器による漏えい監視によりタンクの健全性の確認を実施しています。
0:10:02	新設の 3Cについても、樹脂の貯蔵開始以降は 33Bタンク室贈与放射線区域となることから、既設タンクと同様の保全を実施する方針としております。
0:10:15	以上、前回のコメントに対する概要資料と補足説明資料への修正についての説明です。
0:10:23	以上です。ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。
0:10:30	はい、規制庁の周知です。衛藤。ここまでで一旦、規制庁側から何か確認事項とかありますか。
0:10:43	原子力規制庁の仲野です。私の方からまず確認させていただきたいところなんですけれども、個別の話っていうよりかはその資料の提出いただく方法の話なんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:55	今回補足説明資料ベツ等で 10 ページぐらいの今、
0:11:00	資料 3 で出していたら出してもらってると思うんですけども、基本的には当初、8 月 1 日の申請時点でいただいていた補足説明資料の方に、
0:11:12	こういった内容を拡充させるような対応の方、とっていただきたいなと思っております
0:11:18	前回のヒアリングの時にニシウチからもその資料に記載するようになって言った人もそういった方向性の対応だと思っておりますのでそういった対応をお願いいたします。
0:11:36	四国電力の中川です。
0:11:38	了解しました。ちょっと今は基準適合性とかそういうバラバラの補足説明資料になっておりますのでそれらを合本して
0:11:47	構成するようなイメージで、
0:11:50	という認識でよろしかったでしょうか。
0:11:53	そうですねこそ当初いただいた補足説明資料の中にすべて統合するような形で対応いただければと思います。どうしても、もともとの補足説明資料を読むにあたって必要な
0:12:05	配管の図面だったりとかっていうのもありますのでそういったものを一つの資料で見えるようになっていうふうにお答えの方、お願いします。
0:12:18	四国電力の中です。了解しました。そのような構成に修正いたします。
0:12:26	原子炉規制庁の仲野です。続けて私の方からあと 1 点だけ、この部分で、
0:12:32	ご質問させて
0:12:35	後段の溢水の話に関わってくるかなとは思っておりますけれども、
0:12:41	資料 3 でいただいた補足説明資料の 7 ページのところ、
0:12:46	ですね、今ご説明があった、その造成、
0:12:50	タンクの系統構成の図の中に、
0:12:53	増設範囲ということでは区切って、いろいろ増書いていただいていると思うんですけども、
0:13:00	実勢関係で、今回確か、
0:13:03	すべて、
0:13:08	低エネルギー配管の想定をしていると思うんですけども、こちらの
0:13:15	図の中にあるオーバーフロー配管だとか、そういった記載されてる配管すべてが、その低エネルギー配管っていうことで理解してよろしかったでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:31	小電力でございます。一斉の丁寧配管の中ですけども、定例配管のただし書きに静水圧と値感とかもあるんで、
0:13:39	そういう静水頭は体感になるものは除かれます。
0:13:44	ので、
0:13:46	すべてがすべてでね、いきなり定例というわけじゃない、じゃあどこが静水圧だと言われてちょっと今手元に詳細のどこがどうですという紙をお持ちしたのでこの配管でどこだということはお答えできないですけど一応そういう、
0:13:59	溢水ガイドによる考え方になってます。以上です。
0:14:05	院長規制庁の仲野です。
0:14:08	ちょっと私の方で本当は一斉の時に話しようかなと思ったんですけども、ちょっと低エネルギー配管の想定のところですね、
0:14:18	どういったところが低エネルギー配管のものに当たるのかとかっていうところについては、
0:14:25	増設する。
0:14:27	タンクに接続する配管のどこが低エネルギー配管だとかっていうところで寸法だとか、その配管の設計みたいなのところの説明をしていただけないとちょっと確認ができないかなと思うのでそれと、
0:14:39	ところの説明の拡充はお願いしたいと思っております。
0:14:51	すいません四国電力森田ですが。はい。配管図についてちょっと記載を拡充するようにして、形状の説明にちょっと拡充したいと思います。以上です。
0:15:02	よろしく願いいたします。
0:15:08	規制庁西内ですけど。
0:15:12	いくつかなんですけど、
0:15:16	ちょっとまずは、物自体の理解っていう意味合いで、
0:15:33	資料3の、
0:15:36	3ページでも4ページ目でもいいんですけど、
0:15:41	あれ結局今回のタンクって、
0:15:45	いわゆる動的機器は、
0:15:49	タンクのソートに繋がっている辺。
0:15:52	がある、ないくらいであって、例えばその使用済み樹脂貯蔵タンクの中に、溜まっている樹脂とか水とか含めて拡販するようなそういった機器は特になんて理解でよかったんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:08	四国電力の仲です。ご理解の通りで特にそういうポンプであるとかいうのはついておりません。
0:16:16	規制庁西内ですちょっと具体的にこのタンクの中が何かどういう状態になってるのかっていうあんまりイメージが湧いてないので、ちょっとそういう質問あるんですけど。
0:16:25	何か
0:16:26	いわゆる 3AさんBとかって運開後ずっと貯めているわけですよね。なんか
0:16:32	要はの下の方にたまっちゃったりとか、
0:16:35	何て言うんですかね、何か樹脂が固まって固まるんな、なんていうんですかね要は中田下の方にたまっちゃったりして、
0:16:43	何て言うんですかねその水で押し出せるような所。
0:16:47	常にこの水で押し出せるような状況にあるって思えばいいんですかね要は特にそういう攪拌する必要はないって理解でいいんですよね。
0:17:02	四国電力の仲川です樹脂の方は、おそらく水ももちろん入ってるんですが沈殿した状態になってまして、ここの樹脂貯蔵タンクに入ったものを、樹脂をどっかに持って行く際にはですね、ここ、
0:17:18	今、3 ページでも 4 ページでも一緒ですけど、タンクの上部に遮へい部だっけ書いてるところがありまして、
0:17:27	ここから今、現時点でそういう設備はまだついてないんですが、仮設のポンプをつりおろしてそこから搬出するような、
0:17:38	ことで考えております。
0:17:41	ですので日常的にこういう水の圧力で送るとかそういうものではないです。
0:17:52	規制庁西内です。失礼しました水で送るのはこの樹脂貯蔵タンクまででしたよね。そこまでは水で送るって理解でよかったんですけど。
0:18:03	四国電力の中です。その理解でOKです脱塩塔からここに起こる際には、重力と水の流れで移送してくるといって、
0:18:14	ことであります。なるほど。あ、規制庁ニシウチです、そのあと 2 結局この貯蔵したものをどうするかっていうのはまだ結局、
0:18:23	現状ワー
0:18:25	考えられているものは特になくなって、だから、
0:18:30	あれ結局このあれですね、このタンクから出ていくラインって特に今ないって思っているんですよねこの 3 ページ 4 ページ目の部分で配管とかは書いてもらってますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:42	四国電力の中尾です。今ついてる配管としてはまだついてないという、そういうタンクから出して、どっかに移送するラインというのついてないということですが、
0:18:52	当然そういうものが将来的につけられるように、建設時から考えられて、そういうところを踏まえてこのタンクの上部に開口部を設けているというところがあります。
0:19:05	規制庁西内です。
0:19:07	了解しますと。
0:19:10	いわゆる移設するときのラインを携行構成するときって、許可申請が出てくるんですかね。ちょっと素朴な疑問なんですけど。
0:19:27	四国電力の中川です。許可に関わるかどうかはちょっと、今、使用済み樹脂Cに書き限って言うと、そういう、
0:19:38	樹脂の貯蔵量については本文に記載されてるんですが、そういうライン構成であるとかそこまでのことは記載されておりませんで、おそらくそういう配管。
0:19:48	をつけるようになりましたら、後任はいるのかなというふうには考えており、
0:19:54	いずれにしましてもそういう、設備を設置する際には、そういう手続きについて検討して、必要に応じてご相談させていただくものと考えています。
0:20:06	規制庁西内です。まだ現状確定させる必要ないんですけどちょっと頭の整理だけと思ひまして
0:20:13	あれですかね放射性固体廃棄物の処理設備として何らかの手続きがされるっていうことですかね。今は単なる貯蔵設備扱いになってるってことですよね。
0:20:25	四国電力の仲ですご理解の通りこれについては貯蔵設置設備ということになってます。規制庁西内です。了解しましたから現時点では別に攪拌とかそういうものは全くなくてただ貯めておくものであると。
0:20:38	いざこれを移送しようと思って処理しようと思ったときにどうするかっていうとポンプとかを投げ込んでやるって話ですけど場合によってはそのときに、もしくは沈殿して固まったようなものを何か、
0:20:48	拡販するような作業とかも考えるかもしれない。
0:20:51	という頭で何か認識ずれがありますか。
0:20:57	あまり攪拌とかそういう作業はないんですかねそもそもとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:07	四国電力松原でございます。現時点での拡販というのは考えてはございません。
0:21:15	こんな規制庁ニシウチ説理解できましてありがとうございます。
0:21:19	後ちょっと具体的な逐条の方なんですけど、
0:21:26	具体的な逐条 5 ページ目と 6 ページのところ、5 ページ目の 27 条の処理施設っていうところは今回ちょうど施設なのでっていうことだと思うのでここはいいとして、
0:21:36	6 ページ目の 29 条ってこれ何でバツなんですしたっけっていうのがちょっとあまり理解できてなくて、
0:21:43	丸か三角になるんじゃないかなって気がしてたんですけど。
0:22:05	もし今日ご回答できなければ次回以降でもいいんですけど、
0:22:10	何て言うんですかね 29 条の本則読んでもらう等書いてある通り、あくまで設計基準対象施設はっていう主語なんですよね。
0:22:22	設計基準対象施設は、
0:22:26	ちょっと待ってくださいねすみません。
0:22:30	設計基準対象施設は、
0:22:33	十分に低減できるものでなくてはならないと。
0:22:37	そうした時に今回この遮へい器、そういった機能を持たせるっていうことではないんですしたっけだからまさに今回の申請条文みたいな意味合いでちょっと考えてたんですけど。
0:22:50	そこは何か今までの審査プラクティス的にはここは違うんですっていうことなんでしたっけ。
0:22:58	四国電力松葉でございます。ちょっと、本日担当者不在ですので、これ、改めてご回答させていただきたいと思います。
0:23:06	規制庁西内です。承知しますと、
0:23:10	ちょっともし、そうですね少なくとも何かバツではない気がしていて他のバツとはちょっと状況も違うかなっていう気がするんですよ。
0:23:21	少なくとも三角以上じゃないかなっていう気はしつつ、かつ 0 じゃないかなあという気はしてますというのがちょっと現状の分ある話でして、よかったら
0:23:30	6 月 1 日かな。
0:23:33	とかに、規制委員会の方にかかっている関西電力の申請ですけど、バーナブルポイズンの保管場所変更っていう申請ですけど、
0:23:43	それもあまり内容的に今回のこの 29 条に対しての考え方変わんないんじゃないかなっていう気がしていて、今回も同様に 0 なのかなあって

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ちょっと思っていたというところがありますのでちょっとよければそういう他の
0:23:56	少なくとも四国電力内での、過去の申請との整合性とかも含めてちょっともう少しこの部分がバツな理由はちょっと説明をいただきたいと思ってます。お願いしてもいいですか。
0:24:09	四国電力の中です。了解しました。
0:24:13	はい。規制庁西内です何かちょっと考え得るのは、
0:24:18	今回結局遮へい器なんかこういった機能との 29 条の向上と周辺での放射線量の低減っていうものを、遮へい器で取ってるわけじゃなくて例えば原子炉建屋全般でとっていて、
0:24:33	今回結局タンクを置いたとしてもその建屋の遮へい機能変わらないのでとかそういうことを言いたいのかどうかとかそういうところも含めてですね、少なくとも何か今回者、この備考欄を見ると、遮へい器によりって書かれていて、
0:24:46	今回まさに今回タンクを置くことに伴って遮へい器ができて、ここの 29 条、要は線量率が基準を満足する設計とするって書いてあるんですけど、どうそこだけ読むとどう考えても 0 じゃないですかという気はしないんですけどっていうところがちょっと疑問に思ってます。
0:25:05	江藤。多分今日ご担当、ご不在ということですので、ちょっと次回以降またもう少し具体的にご説明をいただければと思います。
0:25:19	四国電力の場合です承知しました。
0:25:23	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:25:28	あとはちょっとこれは若干、大した話ではないんですけど、5 ページ目の戻っていただいて、
0:25:39	これは多分今までの申請との整合性の話だけかもしれないんですけど、7 条とか 11 条で、
0:25:47	多分本則読んでもらうとわかるんですけど、
0:25:54	申請し、要求自体は工場に対しての要求なので、
0:26:00	何かどんな申請でも多分少なくとも三角以上だと思うんですよね。で、今回 0 じゃなくて三角にしてるのは、本文に記載している整合、設計方針を変更するものではないからとかそういうことなんですかね。
0:26:21	要は火災とかは、別に本文、
0:26:25	今の現許可の本文を変更してないけど、今回新設するタンクが DB 施設であって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:32	法則要求で行っている手法がそれなので、該当しますよってということもあれだと思っんですけど。
0:26:39	であれば7乗とか11乗ってあれ工場に対しての要求じゃないですか。だからどんな申請でもいふなれば0になるのかなっていう気がしてゐるんですけどっていうところですね。
0:26:48	あまり技術的内容じゃないのでちょっとここら辺は今までの状況とかも含めて整理いただいて再度ご説明いただければと思っますけどよろしいですか。
0:26:58	四国電力の仲です。了解しました。我々が書いてゐる趣旨としましては、おっしゃられる通り、そういう許可での、
0:27:07	基本設計方針に変更がないことと、あと、今回の工事に伴ってですね、例えば七条であれば、こういう不法な侵入に対する、
0:27:18	剛心関わる設備に変更もなく、またそれらの運用も変わらないというところで、三角という整理にさしていただいております。
0:27:30	ちょっとそういうところ、また担当と確認して改めて回答させていただきたいと思っます。
0:27:41	規制庁西内です。
0:27:44	すいません七条と11条は
0:27:47	宗からあくまで工場に対しての要求だから少なくとも三角以上にはなるんだけども、結局それを変更するような工事内容、申請内容ではないので、
0:27:58	三角Dすんだから5乗とか6乗とかと一緒にゅうことですかね。
0:28:05	そうか何か若干すいません話してて何か若干自分でも理解できた気がしました。ちょっとまた何すいません七条と11条についてはちょっと1回自分の方でも頭整理して何か追加で質問があればまた
0:28:16	次回以降のヒアリングで確認させていただきます。板野逐条については3、
0:28:22	29条についてはちょっと具体的にもう少し確認をいただいて、説明をいただければと思っます。お願いしてよろしいですか。
0:28:37	四国電力松原です承知いたしました。
0:28:44	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
0:28:50	少しだけお待ちいただいてもいいですか。
0:29:10	規制庁西内です。ちょっと若干これも細かい話で申し訳ないんですけど、
0:29:15	8ページ名のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:22	これ単純にすみません
0:29:25	この 8 ページの中で書いてもらってるツールがあると思うんですけど、
0:29:30	何か丹久野さんに行くラインに引っ張ってもらってるんですけど、これ 3 Bさん、Cとも一緒に思っちゃっていいですよっていう単純な確認ですなんか、笹井に引かれてる理由って何かあるんですけど。
0:29:42	いやでも今回 3Cを新設するので賛成に、武川に聞けばいいなと思っただけなんですけど。
0:29:49	四国電力の中で特に意図があるわけではなくてサンエーさんBさんCとも同じで、ここの入口の弁をどれを開けるかによってどこにどうするかっていうのを決めるもので、
0:30:02	ここ今回は例示としてAの方を、にしてたんですけどもちろん、3市でやっても同じです。
0:30:10	おっしゃられると今回相応しい増設なので、3Cの方に移送するような形で第 4、色を塗るようにいたします。
0:30:24	はい、規制庁に周知です。
0:30:27	よろしく願いますでちょっとこの図の中の増設範囲って書いてあるじゃないですか。
0:30:35	等、
0:30:43	これちょっと若干細かい話で申し訳ないんですけど、増設範囲のちょうど上の部分でTG配管になってるじゃないですか。
0:30:53	受け、移送するラインの部分ですねまさに、
0:30:57	これって、機器位置を新しく作る場所から今回工事するって思えばいいんですかね。それともこの絵の通り、元からここに増設する傾向。
0:31:08	計画にしてタカキ時はできていてそこフランジか何かで止めてるとかそういう状況なんですかね。
0:31:18	四国電力の中です。
0:31:21	ちょっと私も強引なんで、再確認をさせていただきたいと思うんですがおそらくざわついてたと思いますんで、母管からまた変えるというよりは、
0:31:33	その設けられてる座につなげていくような形かなと思ってますちょっと私の認識違うかもしれませんので改めて確認して、各回答差し上げます。
0:31:46	規制庁西内ですありがとうございます母管から工事すると結構大変だになってちょっと思ったぐらいの質問でした。ちょっとまた別途次回以降のヒアリングでちょっと確認いただければと思います。
0:32:08	あと規制庁ニシウチですけど、
0:32:11	7 ページ名で書いてもらう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:14	出る保全、現行3年3Bに対して実施している保守点検なんですけど、
0:32:21	結局基本的にはもう外観点検とかもしないって理解でいいんですよね。
0:32:31	四国電力の中です。その認識で問題ありません。
0:32:36	規制庁西内ですこの遮へい部だとかの、要は外側ですかね。タンクって いうかどうかあれかもしれないですけど、この遮へい部だとかのその状況 とかもあまり見回りはしないものなんですかね。
0:32:50	この常時立ち入り禁止区域に設定されているっていうのは、
0:32:56	いわゆるタンク室内の中の話なのかそれともこの上の遮へいぶたの部分 とかも含めてそういった扱いになってるのかっていうとどっちでしたっ け。
0:33:16	四国電力松原でございます。ちょっと改めて確認いたしますけれども上 も、常時立ち入り禁止区域になっていたと思います。すいませんこちらも 改めて確認させて、
0:33:27	してご回答させていただきます。規制庁西内ですありがとうございます。 わかりましたそうするとあくまでもこのタンク周り、この配管増設配管と かも含めて、
0:33:38	基本的にはもう外観点検とかもしないって遠隔で、
0:33:45	状況とかを見るだけであると。
0:33:48	だからそもそもあれなんですけど施工スタートって、基本的には一切立 ち入らないような状況になるっていうことなんですか。
0:33:55	常時立ち入り禁止区域と書かれていて、一方で保守管理とかでは何か しらで入りするものなのかなあとと思ってたんですけど。
0:34:02	基本的にはもう施工した後、工事したと私にならない運用になる。
0:34:07	もう、
0:34:08	すぐ原則立ち入らない運用になると思えばいいんですかね。
0:34:14	四国電力の仲です。その理解で問題ありません。基本はもう立ち入らな いようになっています。
0:34:24	規制庁西内です。
0:34:27	了解しました。
0:34:29	ちょっとだけお待ちいただいてもいいですか。
0:34:38	規制庁西内です。
0:34:41	以下、すいません後の逐条のときに、お聞きしますすいません。
0:34:47	とりあえず運用とかも含めて状況はわかりますし、
0:34:52	と。
0:34:56	了解します。藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:02	はい。あとすいません 1 点だけ若干これも怖い話余り物がよくわかってないってだけなんですけど 2 ページ目のところで、すいません。
0:35:13	2 ページ目の 1.4 の状況のところの、3 段落目のところで排気ダクトの撤去っていうのと、貫通部シールドってあるじゃないですか。
0:35:27	これそもそもなんですけど、次のページ以降で今の現行の設備もありますけど、
0:35:35	これ現行は、
0:35:38	というか、
0:35:41	江本、現行のその 3 塩酸ミイも含めて排気ダクトってありますよね。で、今回の三振を施工した後は別途排気ダクトが設けられていて、
0:35:53	これよくわかってないのがこの排気ダクトってタンクの中を廃棄してるんですか。
0:35:59	なんかそのラインがよくわかんない。
0:36:02	ていうだけなんですけど単純に、
0:36:06	四国電力の中です排気ダクトについてはタンクの中ということになりますんで、
0:36:11	ここで書いてるですね排気ダクト撤去っていうのはですね 3 ページの
0:36:17	増設前の図面を見ていただくとですね、
0:36:21	この平面図の方、下の図、
0:36:25	図ですね、平面図の方で排気ダクトっていうところ
0:36:29	ですが、現状、ここに排気ダクトが貫通してます。
0:36:34	ここについて撤去して終了するということで次のページの 4 ページ目を見ていただくと、ここについては、メール等で、実際のタンクの配置、
0:36:46	ざっととしてはこの 4 ページの上の図にあるような、他のとか b と同じようにタンクからつなぐような形で、上の階に貫通していくようなラインになっていくという
0:37:04	衛藤規制庁ニシウチですちょっと一番よくわかってないのか、
0:37:09	3、4 ページ目か 4 ページ目の施行後の方、3 ページ目のどちらでもいいんですけど 3 のところ見て欲しいんですけど、
0:37:18	それぞれ 33B は、タンクに直接繋がるような排気ダクトがあって、排気ダクトがその中をやってる、廃棄してるんだってのは何となくわかるんですけど。
0:37:29	それとは別に 3a のところの部屋に直接あの部屋を換気するような排気ダクトってあるじゃないですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:38	なんか、これがこっち側、井口加茂さんへの排気ダクトって、何か 3Aと 3Bの部屋に両方繋がっているようにも見えて、
0:37:47	ただ部屋自体の配給は 33Bをしている。でも 3Cを撤去するっていうところの違いがよくわかんなかったっていうだけなんですけど。
0:37:56	これはちょっと自分のやつの見方が間違えてるんですかね。
0:38:13	少々お待ちください。
0:39:01	駄目。しかし、
0:39:04	四国電力の中です。ちょっと現状回答できませんのでまた担当の者に確認して、次回以降で回答させていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。
0:39:15	規制庁西内ですそうですねなんかちょっと
0:39:18	なんかこの系統の変更前後を見たときに、例えば今の排気ダクトもそうなんですけど、あとは
0:39:26	さっきのその保全の話にも若干関係するかもしれないですけど、変更後の方の 3A3Bの方って、下の図の方ですけど、照明がついてて、
0:39:37	照明用電線管っていうのがあると思うんですけど、
0:39:40	一方で 3Cの方が照明は多分撤去してるんですよねこれもともと 3 市、3 ページの方には書いてあったりするんで、
0:39:47	だからちょっとその設計思想っていうんですかね。
0:39:51	さっきの保全なんか証明ついてるってことは何か者の立ち入り機会があるんだろうなあとちょっと勝手に想像しながらその先の保全の話を聞いてたりしたんですけど。
0:40:00	ちょっと何か、改めてこの 3a3b見ると、何か 3 シートの何か非架空っていう感じであんまりよくわからなくて、
0:40:07	ちょっとそもそももう例えば排気ダクトであれば、タンクについては少なくとも共通なので、こういう理由で廃棄する必要があるんですけどっていうことが多分あると思うんですけど。
0:40:18	一方で部屋自体の排気排気ダクトを設ける必要性とか、今回撤去する側ですけどそこら辺とかも含めて、ちょっとその、
0:40:27	変更部分の再設計思想とかで何か差異があるのか、それともその別の理由なのかっていうところも含めてちょっと背景がわかるように教えたのか説明いただければと思うんですけど。
0:40:43	四国電力の中です。照明についてもちょっと、設計の際について説明できる次回以降で、回答させていただきたいと思います。
0:40:53	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:57	あと、先ほど排気ダクト撤去するって話があって貫通部シールドを行うって話があったんですけど、
0:41:05	この貫通部のう。
0:41:07	については、基本この遮へい器と同等の、
0:41:11	遮へい能力あるものと思えばいいんですけど。
0:41:20	四国電力の仲間です。遮へいに対して十分な能力があることを確認してシールとするようにしております。
0:41:30	うん。規制庁西内です了解します。
0:41:33	ちょっと先ほど確認したようなちょっと変更前後というかもうちよつとどちらかという3AさんBとの差異の部分ですかねっていうところでちょっと、
0:41:42	もし図が間違えてるんだったら直してもらっただけなんですけど、違うのであればちょっとそういう理由がわかるようにちょっと教えていただければと思います。よろしくをお願いします。
0:41:54	とりあえずちょっと現状申請概要っていう部分で気になるところは以上ですが他に何かここまで何かありますか。なければ逐条のほうの説明に移りたいと思いますけど。
0:42:05	はい、じゃあ江藤すみません続けて逐条の方について、申請日に提出いただいた補足説明資料を使ってまずは四国電力の方から説明いただく形でもいいですか。
0:42:28	四国電力のシゲマスです。そうしましたら屠畜場の御説明ということでまず、8条、火災による損傷の防止についてご説明をしたいと思います。
0:42:43	8-1、設置許可基準規則の適合性ということを、ところをご覧ください。8-1-2ページになりますけれども、
0:42:53	八条に対する適合のための設計方針を記載しております。こちら、ちょっと、
0:42:59	入れていきたいと思います。設計基準対象施設である使用済み樹脂貯蔵タンクは、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう火災発生防止、火災感知及び消火、並びに、
0:43:10	火災の影響軽減措置を講ずるものとしております。まず火災の発生防止につきましては、使用済み樹脂貯蔵タンクは、不燃性材料または難燃性材料を使用した設計とし、いたします。
0:43:22	(2)火災感知及び消火につきましては、シーズン除草使用済み樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響のため消火活動が困難な場所であるが、
0:43:32	使用済み樹脂貯蔵タンクは既存金属製であること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:36	タンク内に内蔵して、貯蔵している樹脂を水に浸かっており、使用済み樹脂貯蔵タンク室は可燃物は影がない設計とすることから火災が発生する恐れはないと。
0:43:46	考えております。従ってタンク室につきましては、火災感知設備及び消火設備を設置しない設計
0:43:53	しております。
0:43:54	次に火災の影響軽減のための対策としまして使用済み樹脂貯蔵タンクを放射性物質の貯蔵機能を有する構築物系統及び機器でございますので、
0:44:05	3時間以上の耐火能力を有する大会。
0:44:08	囲まれた火災区域を設定し、他の火災区域と分離する設計
0:44:14	続きまして8-2-1ページ以降の要求事項に対するご説明。
0:44:21	をいたします。こちら、長いので
0:44:25	要点をかいつまんでご説明したいと思います。
0:44:27	まず8-2の2ページ、1ポツの基本事項というところですけども、
0:44:32	(1)のところの基本事項に対するご説明になります。
0:44:37	放射せえ使用済み樹脂貯蔵タンクを放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能にする設備に該当いたします。
0:44:44	(2)の火災区域区画の設定ということで、添付資料1の方に火災区域を、
0:44:52	の図を添付しております。8-2-29ページ。
0:44:57	8-2-30ページ。
0:45:01	こちらの方に図のちょうど真ん中あたりになりますけれども、タンク室がございますので、こちらを火災区域として設定をいたします。
0:45:14	48-2-3ページ以降に戻りまして2ポツの火災の発生防止についてご説明いたします。
0:45:22	8-2-4ページのところですけども、使用済み樹脂貯蔵タンクは、火災の発生を防止するための対策を講ずる設計としております。
0:45:30	まず、(1)のは、発火性または引火性物質ということで記載がございます通り発火性または引火性物質としましては、潤滑油燃料湯。
0:45:40	SWISSアセチレン等がございますけれども、
0:45:43	使用済み樹脂貯蔵タンクはこれらを内包する設備が該当いたしません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:47	また(2)から(6)につきまして可燃性蒸気、可燃性微粉対策、赤毛の対策等々ございますけれども、これらもにつきましても、いずれも該当する設備はございません。
0:46:01	次に8-2-5 ページ以降、2 ポツ 2 の不燃性材料及び難燃性材料の使用についてでございます。
0:46:09	8-2-6 ページになりますけれども、
0:46:14	使用済み樹脂貯蔵タンクに対しましては不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計としております。具体的には(1)以降にせ、記載してございまして、(1)の方でタンクの主要な構造材としましては、火災、
0:46:28	発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮しまして、
0:46:32	ステンレス固定 5 銀行観測孔等の金属材料またはコンクリート等の不燃性材料を使用する設計としております。
0:46:40	(2)につきまして
0:46:44	谷津建屋の変圧器及びしゃ断器に対する絶縁への使用等の使用ということで当該タンクにつきましては
0:46:51	これら 2 倍といたしません。
0:46:53	(3)難燃ケーブルの使用ということで
0:46:57	使用済み樹脂貯蔵タンクに使用します難燃ケーブルは、実証試験により、ケーブル単体で自己消火性及び延焼性を確認したものを使用する設計としております。
0:47:07	(4)、換気装置のフィルター。
0:47:10	については
0:47:12	こちらの参考資料、設置をしておりません。
0:47:14	括弧保温材につきましても使用しておりません。(6)の建屋内装材につきましても、
0:47:21	建築基準法に基づいた不燃性不燃材料もしくはこれと同等の性能を有することを確認したものを使用する設計としております。
0:47:31	次に8-2-8 ページ、2 ポツ 3 の落雷地震等の自然現象によるは火災の発生防止についてになります。
0:47:40	こちら
0:47:42	自然現象、自然現象、想定される自然現象としまして、地震津波等々最初の一段落目に記載をしております。
0:47:51	津波森林火災、竜巻につきましてはそれぞれの現象に対しまして安全機能を損なう損なわないように防護することで火災の発生防止をこの設計としております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:02	凍結、降水、積雪、生物学的事象につきましては、
0:48:08	影が発生する自然現象ではなく、数、かさ、火山の影響についても、到達、
0:48:13	発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等が冷却されることを考慮すると下限が発生する自然現象ではないと考えております。
0:48:21	洪水地すべり高潮につきましても火災が発生する恐れはないということで、落雷と地震がカスによって火災が発生しないよう火災防護対策を講ずる設計としております。
0:48:33	まず落雷につきましては、落雷による火災発生防止をするために2番目から高さ20メートルを超える建築物には、
0:48:43	RISにも準拠した避雷設備を設置する設計としております。
0:48:47	地震による火災の発生防止としましては、市、この他当該タンクは、施設の区分に応じて、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともにみずからが、赤井東海
0:49:00	による、火災の発生を防止する設計としております。
0:49:04	続きまして3ポツ、火災のは感知及び消火について。
0:49:09	8-2-11 ページ。
0:49:12	になりますけれども、
0:49:13	使用済み樹脂貯蔵タンク室を、放射性物質の貯蔵機能を有する
0:49:18	構築物系統及び機器が設置される火災区域ということで、
0:49:22	設置される設置いたしますし、盤内貯蔵タンクですけれども、金属製で十分な耐火能力を有しております、
0:49:30	その設置機器につきましても、タンク室においてタンクへの影響を及ぼすような発見がなく、可燃物の保管を禁止するとしております。ですので参考室で火災が発生する恐れがないことから、火災感知設備を設置しない設計
0:49:44	としております。
0:49:46	続きましてはコンノ消火設備になります。
0:49:51	8-2の14ページになりますけれども、こちらも先ほどの間、火災感知設備と同様の理由で、
0:50:01	発火原因がないこと可燃物の保管を検出していること等から、消火設備を設置しない設計としております。
0:50:07	消火設備と消火器を設置しない設計としておりますので、それ以降の、
0:50:14	上部に対しましても、設置しないということで記載をさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:24	ちょっと次 8-2 の 16 ページ、3 ポツ 2 の地震と自然現象の考慮。こちら も同様に消火設備を設置しない設計としているということで、
0:50:35	記載してございます。
0:50:38	8-2-17 ページ、3 ポツ 3。
0:50:42	消火設備の破損、誤動作及び誤操作による安全機能の影響について も同様にございます。
0:50:49	次 4 ポツの火災の影響軽減についてになります。
0:50:55	8-2 の 19 ページになりますけれども、
0:51:00	まず(1)の火災区域の分離ということで、使用済み樹脂貯蔵タンクは高 温停止低温停止に係る安全機能を有する機器ではございません。
0:51:11	過去にも同様にございます。(3)ですけども、使用済み樹脂貯蔵タンク は放射性物質の貯蔵機能を有する機器に該当いたしますので、3 時間 以上の耐火能力を有する耐火機器として、
0:51:24	コンクリートの壁厚が、150 ミリ以上の非婚
0:51:29	物を使用しまして、
0:51:31	火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を有することを確認した、 耐火へきにより、
0:51:38	他の火災区域と分離する設計としております。
0:51:42	(4)ですけども換気設備、当該室タンク室におきまして若狭伊勢換気設 備はございません。
0:51:49	(5)煙に対する影響軽減対策ということで、この参考室におきまして、電 気ケーブルや引火性気体が密集するような、火災区域や
0:52:00	通常運転が駐在するような火災区域はございません。
0:52:03	(6)でこのタンク室に油タンクはございません。
0:52:09	4 ポツに火災の影響評価というところでこちら、丹。
0:52:14	白炭樹脂貯蔵タンクは、高温停止低温停止に係る安全機能を有する機 器ではございません。
0:52:21	括弧、5 ポツの個別の留意事項につきまして 8-2-23 ページですが も、
0:52:28	1 から(1)から(6)までは、当該設備該当するものはございません。
0:52:34	この放射性、
0:52:37	廃棄物の貯蔵設備、
0:52:39	使用済み紙樹脂貯蔵タンクが、設備に該当いたしますので、以下の通 り設計するというので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:45	佐渡丹空を設置する火災区域に換気設備はないということと、放射性物質を含んだ使用済みイオン交換樹脂チャコールフィルター及び、やっぱり、
0:52:56	固体廃棄物として処理を行うまでの間、
0:53:00	木製の容器は本年4月に保管する。
0:53:04	使用済み樹脂貯蔵タンクを設置する火災区域を崩壊熱による火災、
0:53:09	の発生を考慮する必要がある放射性物質はないということを記載してございます。
0:53:14	最後6ポツですけども火災防護計画につきましては、これまで、
0:53:19	使用済み樹脂貯蔵タンクとして特に特記してるものはございませんのでご説明は割愛させていただければと思います。
0:53:28	8条についてのご説明は以上になります。
0:53:37	はい。規制庁西内です。
0:53:39	そうしましたら規制庁側からまず火災について、別途必要な事実確認があればお願いしたいと思いますけど何かありますか。
0:53:56	原子力規制庁の中野です。火災の関係で何点か私の方から確認させていただきたいと思います。
0:54:05	まずですね、タンクの基本設計のところに入ってしまうところではあるんですけども、タンクの設計材料についてですね、
0:54:16	不燃性材料であったりとか難燃性材料だったりとかっていうものを使ってるよっていうことは説明があると思うんですけども、具体的にどういった設備のどの部分がこの
0:54:26	材料であるとかっていうところがちょっと理解をしきれないところなのでそういったところ、何か構図とかがあっただけで説明いただくと幸いですけれども、よろしいでしょうか。
0:54:40	四国電力重松です。承知いたしました。設備の材料等がわかるようなものを図でご説明したいと思います。以上です。
0:54:51	はい。よろしくお願いいたします。
0:54:53	続けてですね、続けてなんですけどこちらが遮へいキーのところですね。
0:55:00	遮へい器のところでは3時間耐火を満足する内容であるっていうふうにご説明があったと思うんですけども、この際平均についてもですね材料であったり、設計だとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:10	あとは火災耐久試験で3時間耐火を満足するようなものが要求されていると思いますので、そういったエビデンスについてもご説明いただければと思います。
0:55:24	四国電力シゲマスです承知いたしました。衛藤。
0:55:29	耐久試験等も含めましてご説明したいと思います。
0:55:35	はい。減少規制庁ナカノです。今のこの内容については10回位のヒアリング時までには資料に反映するという形ですかね。
0:56:02	すいません原子力規制庁の仲野です今、
0:56:06	確認させていただいた遮へい器の関係については、
0:56:09	次回のヒアリングのと聞いに資料で、
0:56:14	修正いただき、資料の内容を確認していただくというような対応の方針という理解でよろしかったでしょうか。
0:56:23	四国電力重松です。8-2の20ページの方に、
0:56:30	ご覧いただければと思いますけれども、
0:56:32	こちらの右上の方に、コンクリートの壁厚ですとか耐久試験により、
0:56:38	3時間以上の耐火能力を有する。
0:56:42	たものというのを記載してござございますけれども、これらの詳細はどういう試験をしたかとか、
0:56:48	そういったもののご説明が必要という理解でよろしいでしょうか。
0:56:53	はい、原子炉規制庁仲野です。そうですねその理解で間違っていないですそういった内容のエビデンスをちょっと確認させていただければと思います。
0:57:01	よろしいでしょうか。
0:57:04	四国電力シゲマスで承知いたしました。次回ヒアリングまでにご説明したいと思います。
0:57:10	はい、原子炉規制庁仲野です。よろしく願いいたします。
0:57:14	続けてになりますけれども、
0:57:18	今回の当初の補足説明資料8-2-6のところ、難燃性の形ブルーについて、
0:57:26	実証実験によりケーブル団体で自己消火性云々関連を確認したものを使用する設計とする。
0:57:34	ていうものが記載がありまして、
0:57:37	ただですねおんなじ、
0:57:40	治療群の中の、
0:57:42	8-2の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:44	32 かな。
0:57:47	そうですね。32 のところで、白炭貯蔵タンクのところについては、金属容器で十分なごめんなさい。
0:57:56	表 1 か表 1 の、
0:57:58	機器材に対する火災防護上の整理表の中でケーブルについては塩瀬し、
0:58:04	樹脂貯蔵タンク室内にケーブルが敷設しないっていうふうに記載がされていてちょっとこの二つの記載についての理解がちょっと私の中で整理がついていなかったの、
0:58:15	ケーブルの敷設について説明をお願いします。
0:58:21	衛藤四国電力シゲマスです申し訳ありません記載がちょっと。
0:58:26	不親切だったかもしれないんですけども、
0:58:28	タンク室の中には、ケーブルを敷設しない。
0:58:32	というのはこの 8-2-32 ページの通りでございます。で、
0:58:36	タンク室のソトにはA棟も、
0:58:40	町税使用済み樹脂貯蔵タンクの関連でケーブルございまして、そちらにつきましては 8-2 の 6 ページの通り、難燃ケーブルの使用をすると。
0:58:51	いうことで
0:58:53	記載を、
0:58:54	以上です。
0:58:58	原子力規制庁の中野です。タンク室の外にっていうことですね。ちなみになんですけども 8-2-6 のところRAWなんですけども、
0:59:08	頭書きのところには、使用済み貯蔵タンクに対しては、
0:59:14	不燃性材料及び難燃性材料を使用する設計とする。
0:59:18	ていうところが頭にあって、そこで(3)のところ難燃ケーブルの使用っていうところがあるのでちょっとこちらについては、タンクについての
0:59:27	ケーブルっていうふうにしか読めないかなと思うので少なくともこの部分は修正が必要なのかなというふうに考えているところです。
0:59:36	あとちなみになんですけども
0:59:38	あと今ある資料の図とか、
0:59:42	系統図みたいなのところでどういったところに、そのケーブルを敷設するところがあるみたいなのを説明できるのであればちょっとご説明いただければ幸いです。
0:59:55	あと四国電力シゲマス承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:02	規制庁中野です。今回の今出てる資料の中だとこの部分にケーブルがあるみたいな、説明スルーようなところちょっと難しそうですかね。
1:00:15	四国電力シゲマスです
1:00:18	火災の資料の方ではちょっとそういったところはちょっと図示してございませんので、
1:00:24	別途何かわかるものをもってご説明したいと思います。
1:00:30	原子炉規制庁仲野です。承知しましたそうしましたら、次回のヒアリングに向けて資料の拡充をお願いいたします。
1:00:53	四角でオクシゲマスです。承知いたしました。
1:01:02	規制庁西内ですけど。
1:01:05	続けてなんですけど、
1:01:10	ちょっと先に幹事の話を知りたいんですけど、今語って火災バックフィット感知器バックフィットの工認申請いただいて、
1:01:21	その中でもこの使用済み樹脂貯蔵タンクのサンエイと賛美についてはいろいろと確認を進めているところをヒアリングとかでも確認進めているところですけど、
1:01:33	はい。今回の許可例えば、ぷー資料の段階行って、そこら辺をちょっと反映させるみたいな考えはあるんですけど。
1:01:44	要は端的に言うと、今の補足説明資料上だと発火限がないので感知器設置しませんよって書いてもらってますけど。
1:01:52	今の工認審査の中で、それだけじゃないよっていうふうなふうな話なので、そちらの方からも説明をいただいていると思うんですよそういう状況ってこのまとめ資料とかあと添付資料とか、
1:02:04	の方で反映するお気持ちであるんですけど。現時点で何か考えていることがあればと思うんですけど。
1:02:11	四国電力の重本シゲマスです。バックフィットの申請の内容もこちらに反映する必要があると考えております。以上です。
1:02:20	規制庁西内です。
1:02:24	少なくとも現状の許可の本文は変更する必要がないので、だから現行の許可に基づいた公認申請を今審査してるっていうふうに理解してるんですけど。
1:02:35	今回もあれですかね工認申請がある程度設計方針固まった段階でこっちの方にもまとめないし、添付資料とかについてはちょっとその更新をするようなイメージを持たれているという理解でいいですか。
1:02:48	四国電力の重松です。ご理解の通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:52	規制庁西内です。了解しました。少なくとも工認断面ではそういう許可断面では
1:03:02	まさに感知器を2種類置くっていうことを本文で見ていると、一方で今回使用済み樹脂貯蔵タンク室についてオカが良いという設計にするっていうことなのでまさに工認で見てるようなイメージで機能喪失しないのでっていうところに結局繋がっていくのかなあと考えてますけどその部分は適時また
1:03:19	更新をいただいて反映をいただければと思います。
1:03:24	四国電力シゲマス承知いたしました。衛藤。既設のAとBで今回のシートで設計は変わらないと思っておりますのでそういったものも踏まえまして反映したいと思います。以上です。
1:03:36	規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:03:39	続けてこれちょっと火災全般なんですけど、
1:03:45	例えば8-2の4ページ。
1:03:48	のところとカーで、
1:03:58	それ8-2-3ページから行っていった方がいいか、例えば一番わかりやすいところと言うと、要求事項で言う(3)。
1:04:06	の部分ですけど、
1:04:08	火花の発生する設備や高温の設備等は下限となる設備を設置しないこととして書いてるじゃないですか。
1:04:19	これって、
1:04:22	僕の理解だと、火災区域または区画にはこういう設備を設置しないこととしていう区画、区域に対しての要求と理解をしていて、
1:04:32	それを踏まえて、8-2-4ページで該当する部分の説明を読むと、(3)発火原因の対策っていうところで、使用済み樹脂貯蔵タンクは、
1:04:41	てなってるんですね。
1:04:43	これってこのタンクについてだけ説明をされているっていう理解なんです。たっけ、それともそのこのタンクを設置する区画はっていうような意味合いで書かれているっていうことなんです。たっけ。
1:05:03	多分これあの資料ほぼ全般、が関係ないところは関係ないですけど、多分基本、何か共通で、
1:05:12	基本的に区域区画に対しての火災防護設計で要求もそうかかっていると思うんですけど、一部こういうふうはそのタンクはっていうふうに限定されちゃっている気がしてそこってどういう理解でしたっけ。
1:05:26	四国電力の重松です。記載につきましてはタンク、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:32	本体に対して記載したものではありませんでしたがおっしゃる通り要求としては火災区域確認。
1:05:39	に対してになりますので、それらも含めて
1:05:43	該当がないということがわかるように記載をちょっと修正したいと思います。以上です。
1:05:49	規制庁西内ですよろしくお願いしますあれですねよ。少なくとも今お話お伝えしたようなこの(3)とかは明確にそうだと思うんですけど他にも多分あの区域区画に対しての要求で多分多々あって、
1:06:02	多分この資料全般にわたって多分同じような1、共通の位置付けになっていると思うのでそこはちょっと全般見直していただいて、今回説明なきやいけない範囲っていうのがどこまでなのかっていうのがちょっとわかるように、書いてもらえればいいのかなどは思いますと。
1:06:17	そういう意味でちょっと確認したかったのがですね資料の8-2の30ページ後29ページのこの2ページなんですけど、
1:06:34	ちょっとマスキング範囲なので具体的なものは言わないんですけど、今回結局区域区画の、
1:06:42	構造物の変更はあるって思っているんですよね。
1:06:48	この設置場所の区画、使用済み樹脂貯蔵タンク設置場所の、これは区カクウですよ。
1:06:55	違う区域か。
1:06:58	藤田区画両方ですねすみませんはい。
1:07:02	重松です。江藤区画の変更を行う予定で考えております。
1:07:11	規制庁西内です。
1:07:13	まさに多分3Cのタンクが置かれるへやーが、区域区画として多分追加になる。
1:07:22	というかあれですよ多分新しい、既存のその3A3Bの区画を、
1:07:27	3Cも入れた区画に割り変更するって思えばいいんですよね。
1:07:34	四国電力重松です。ご理解の通りでも等は、
1:07:39	こちら通路の一部でございますのでAとBと違う空域区画で設定しておりましたが今回の変更に伴いまして、AとBと同じ区画区域に変更することで考えております。
1:07:55	規制庁西内です。多分イメージは合ってるんですけど、一方ですみせん2930見たときに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:02	ちょっとすみませんそもそも今見て迷ったんですけど、今回、使用済樹脂貯蔵タンクを置く場所って、区域ですかね区画ですかねどっちですかね。
1:08:13	区域なのか、区域になります。
1:08:18	四国でもシゲマスです区域火災区域になります。
1:08:22	ありがとうございます。だから白抜きな部分が全部区域ってことですよ ねこれ。
1:08:29	職員の重松です。その通りでございます。理解しましてありがとうございます。
1:08:37	ちょっと、もう少しだけお聞きしたいのが今の 3A3Bの区域と一緒になの かもしれないんですけど、3AさんBって、さっきの申請概要の方の補足見 ると、何か排気ダクト、
1:08:51	とかで何かツーツーになっている状況があり、見えるんですが見えたん ですよ。だから何かサイレンサーBが一つの区域っていうところは何か かすごい、まず理解ができて、一方で、3Cって、
1:09:04	3Cの区画。
1:09:06	場所って、
1:09:08	その 33Bの部屋と、3市の部屋が一つの区域になるんですかね。
1:09:13	要は構造物の状況を踏まえれば何か別の区域になるん。
1:09:17	じゃないかなあと思ったってうだけなんですけど。
1:09:23	四国電力のシゲマスです。
1:09:26	おっしゃる通りAB、
1:09:29	は排気ダクトでずっと繋がってましてで、
1:09:33	それとシートは壁で完全に独立、独立した状態にはなっておりますけれ ども、
1:09:39	区域設定の考え方としましてはそれら一つにしても特に問題はないもの と考えております。以上です。
1:09:49	規制庁西内です。逆にちょっと
1:09:55	ちょっとよくわからないのが、何か、
1:09:59	一緒にしても問題ないというよりは、なんで一緒になるんでしたっけっ ていうところがそもそも理由がよくわからなくて、何か普通に考えれば、 別の区域区画になりませんかねってうだけなんですけど。
1:10:14	別に例えばですけど、消火設備の設計とかで、何か自動消火設備を置 いてて、この区域区画全体をまとめて消火するんですとかってうんだ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ったら何か一つの区域設計区画設計することもすごいわかるんですけど、
1:10:27	何か別に消火設備も置かない強いつてなったときに、
1:10:30	感知設備もかなり強いつてなったときに何かあえて何か分けるとか何かあえてまとめる必要性がよくわからなかった。
1:10:38	だから既存の区域区画を変更してまで何かあえてまとめる意味がよくわからなくて単純に追加な親切なんじゃないかなくらいの感覚だったんですけどってだけで、
1:10:52	四国シゲマスです。少々お待ちください。
1:12:05	四国電力の重松です。区域の設定の考え方について整理して、改めてご説明をしたいと思います。
1:12:15	規制庁西内です。
1:12:18	どっちでちょっと今私が見てる感覚ではどっちであっても結局やること変わらないよねっていうだけで何か決めなのかなあという気もしつつ、ちょっとそのどういう思想があつてっていうところかもしあるのであればちょっとちゃんと説明いただきたいなあというところで知った後、
1:12:37	ちょっとそういう意味ではまず、すみませんちょっとさっき先にそっちに行っちゃったんですけど、2930 ページの補足説明資料あるじゃないですか。
1:12:46	ちょっと現行の区域と、
1:12:50	野間へ変更前後っていう形でちょっと区域区域、区画図を示してもらってもいいですか。
1:12:56	現行はその通路のほうの区画に入ってるものを、
1:13:01	樹脂貯蔵タンクの区域に変更したっていう理解をしてるんですけど。
1:13:10	四国電力シゲマスですご理解の通りですのでちょっと変更前後がわかるような図を添付いたします。
1:13:17	規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:13:21	さっきお伝えしたように一部ケーブルは外に敷設されていて、
1:13:27	そのケーブルが関係する区域区画っていうのもさっき中野の方からのケーブルの敷設状況って話があったと思うんですけど、ちょっと同じように区域区画の形でわかるようにしてもらえれば嬉しいなと思うんですけどお願いしてもいいですか。
1:13:44	当四国電力シゲマス承知いたしましたサイトウ先ほどコメントいただいたケーブルの、
1:13:51	確か

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:52	おっしゃったかと思うんですけども、それもこの配置図上でご説明した する形でよろしいでしょうか。うん規制庁西内です。そうですね結局あの 区域カクウに対しての設計になるのが火災防護の基本だと思っている ので、
1:14:05	区域区画の形に落とし込むような形で、
1:14:09	例えば新基準のまとめ資料の時とかだと、系統分離ですよ。安全停 止に係る機器の系統分離の時とかに、よく火災区域区画にケーブ ルトレイのやつ。
1:14:20	絵とか図示してもらってたと思うのであんなイメージでついでいただけれ ばいいのかなと思いますけど。
1:14:27	塗色カシゲマスで承知いたしました。
1:14:31	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:14:34	ちょっと区域区画に対してのそもそもの考え方がよくわかんなかったの でちょっとそこをお聞きしたかったのと、あとはちょっと全般的に説明す る範囲ですよ。要はタンクに対して説明したいのか、タンクが設置今 回あの新設する変更する火災区域区画がまさにあって、
1:14:49	そこに対しての説明をしたいのかどっちなのかっていうのをちょっと説明 資料上明確にまずしていただければと思います。よろしくお願いします。
1:15:03	衛藤規制庁側から何か火災で今日時点で何か追加でありますか。よろ しいですか。
1:15:09	はい。
1:15:10	火災についてはまずはちょっと今日時点では以上でお願いをしたいと思 います。
1:15:18	続けて次の逐条進めてしまってもいいですか。
1:15:28	はい。
1:15:30	四国電力ヒラタが、4条について説明させていただきます。規制庁西内 ですけど説明、簡単目にもお願いしても、説明簡単にしていただいても結 構ですよそれにちょっと時間も結構経ってますし、
1:15:44	ある程度こちらもちょうと上、資料読んでる部分あるので、簡潔にご説 明いただくような形で特に例えばですけどそれじゃすみません火災につ いて先にこれ聞いておけばよかったんですけど、
1:15:55	火災の逐条について、特段新基準の本体許可の時から設計方針として 変えているものはないという理解でよかったんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:05	特に先ほど仲野が聞いた火災影響評価のやり方、今後こうやろうと思っているっていう部分とかそういう部分は特に変更はしていないって思っているんですよね。
1:16:14	吉国オクシゲマスですご理解の通りで江藤新浅井稼働のときから大きな変更はございません。
1:16:21	規制庁西内です。ちょっと大きなと言われると、
1:16:25	小さな変更って何ですかって気になってしまうんですけど、多分火災に関しては基本的にはないと、ちょっと見ていると思ってたんですけど、何か特別に何かここ変えなきゃいけないよっていうのは先ほど聞いたような感知器バックフィットを踏まえた対応とかそれはちょっとあるかもしれないんですけど、特にはないとと思ってたんですけど、何かあるんですけど。
1:16:42	職員のシゲマスです区域の変更とか感知器のバックフィットの対応とかそういったことぐらいで変更はございません。
1:16:50	規制庁西内です承知しました。そういう意味で今後の逐条の対応を説明いただく時にも、そういった部分をちょっと意識していただいて、
1:16:59	特にはないということではちょっと要点だけ簡潔に説明をいただければと思いますよろしく申し上げます。すみません四条の説明続けてお願いします。
1:17:07	はい。四国電力平田です。四条について説明させていただきます。その前に、
1:17:13	条文の順番なんですけど先に8条を説明させていただいて、
1:17:18	49条と前に、説明するのがいいと思って、この順番で説明しておりますので、
1:17:26	四条説明して次、9条、
1:17:29	説明していきます。
1:17:32	えと四条で一旦切らせて、
1:17:35	そのあと計上としたいと思います。
1:17:38	先ほど、
1:17:40	西内さんがおっしゃられたように、4条についても、
1:17:44	既許可、
1:17:46	のDB設備の記載と方法同じ。
1:17:50	ところが多いので、そういったところは適切に省略しつつ、読み上げていきます。
1:17:58	それでは1ページ目、設置許可基準規則への適合性ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:04	そのまま 2 ページっていただいて設置許可基準規則、四条 1 項 2 項と解釈、記載されております。
1:18:13	こちらがSRSTの条文の対象になりますので、こちらの適合のための設計方針、
1:18:20	示していきます。
1:18:24	ということで読み上げますと設計基準対象施設であるSRSTは、次、耐震重要度分類をBクラスに分類し、それに応じた地震の 4 時。
1:18:34	対して、概ね、
1:18:36	弾性範囲の設計を行うこととします。
1:18:41	続いて次のページ、A4、4-2、耐震設計方針です。
1:18:47	耐震設計方針は、設計基準対象施設ある。
1:18:54	SRSTが、耐震設計、
1:18:57	について以下の項目に従って、と記載しております。
1:19:02	ASRSTの耐震設計については、Bクラスに分類し、Bクラスに適用する地震力。
1:19:10	に対して十分耐えられるように設計していきます。
1:19:14	ポツ、こちらはDB設備全般の既許可と同じ内容なので割愛します。
1:19:21	続いてbポツ、
1:19:23	使用済み実質増タンクを支持する建物構築物については、
1:19:28	Bクラスに適用する地震力。
1:19:30	が、採用した場合においても接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置します。
1:19:37	また、
1:19:38	建物構築物とは、建物構築物及びも、
1:19:42	土木構造物の総称とします。また、
1:19:45	屋外重要土木構造物は耐震安全上重要な機器配管系の間接支持機能、もしくは非常時における海水の、
1:19:55	水洗機能を求められる土木構造物といえます。
1:19:59	Cポツ、Bクラスの施設。
1:20:02	は、静的地震力に対して概ね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計します。また、共振の恐れのある施設についてはその影響について検討を行います。
1:20:13	その場合、検討を用いる地震度弾性設計用地震動に 2 分の 1 を乗じたものとします。
1:20:21	また当該地震のニュー地震力は水平 2 方向及び、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:26	鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、水平 2 方向及び
1:20:31	鉛直方向の地震力が同時に作用し影響が考えられる施設、設備については許容力の範囲内にとどまることを確認いたします。
1:20:40	0 ポツ 1 ポツについては、DB設備全般の共通内容として割愛します。
1:20:47	続いて適用規格でし適用規格については、企業工認で実績のある、
1:20:53	ジャグ等を記載しております。
1:20:57	続いて、4-2-4 ページ、耐震重要度分類です。使用済み樹脂貯蔵タンクの対象。
1:21:05	耐震重要度分類については、第 1 表に示しております。
1:21:09	ページ飛びまして、この資料の一番最後、4-2 の 10 ページ。
1:21:15	記載しております ASRST、
1:21:19	遮へいへ補助遮へいととも Bクラスとしております間接支持構造物である原子炉補助建屋、
1:21:26	こちらについてはエスピーと記載させて、
1:21:29	バス、
1:21:31	SDの意味は耐震Bクラス施設に用いる地震動のことを指しております。
1:21:38	続いて 3 ポツ地震力による算定方法として S _s -D の耐震設計に用いる地震力の算定方法は以下の通りとしております。
1:21:49	静的地震力、
1:21:51	飛びまして(3)の設計用減衰定数については、既許可同様の
1:21:58	記載としております。
1:22:00	(2)動的地震力、こちらについては、
1:22:03	一部誤記があるのでこの場で、
1:22:08	ご説明させていただき、後に修正させていただきたいと思っております。
1:22:14	誤記があった場所は、一行目で、動的地震力は基準地震動から定める入力地震動入力としてのところの基準地震動のところ、
1:22:25	正しくは弾性設計を、
1:22:28	地震動でした。
1:22:30	ということでこちらにつきましては修正版を次回以降提出させていただきたいと思っております。
1:22:36	それ以外については聞くかと同様となっております。
1:22:42	続きまして 4-2-5 ページ。
1:22:45	4 ポツ、荷重の組み合わせと許容限界、こちらについても既許可

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:51	と同様となっております(1)(2)までは割愛させていただきます。
1:22:58	(3)荷重の組み合わせ。
1:23:01	で、建物高、Bクラスの建物構築物については、常時作用している荷重及び運転時の、
1:23:09	状態で施設に作用する荷重と動的地震力または静的地震力を組み合わせます。
1:23:16	Bクラスの機器配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化、
1:23:24	次の
1:23:26	状態で作用する荷重と動的地震力または静的地震力を組み合わせます。
1:23:33	Cぽつについては、こちらも、
1:23:37	既許可同様の規則等で割愛させていただきます。
1:23:42	(4)許容限界。
1:23:44	SABクラスの建物構築物については、建築時、基準法等、
1:23:51	の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を表限界とします。
1:23:59	括弧Bについては、こちらも聞くか同様なので割愛させていきもらいます。
1:24:06	続きまして括弧し、
1:24:09	建物構築物の保有水平耐力です。
1:24:13	建物構築。
1:24:15	すいません、こちらもキクカワ同様なので割愛させていただきます。
1:24:20	続きましてBポツ、Bクラスの機器配管系につきましては、音が全体的に概ね弾性状態にとどまる。
1:24:29	こととします。
1:24:31	続いてcポツ、
1:24:33	基礎地盤の支持性能ということでABクラスの建物構築物、
1:24:38	機器配管系及びその他の土木構造物の基礎地盤に対して、について
1:24:45	接地圧に対して安全上適切と認められる。
1:24:49	規格及び基準等による一番の、
1:24:52	短期許容支持力度を今日限界とします。
1:24:56	最後に5ポツです。設計における留意事項としまして、耐震重要施設は、
1:25:04	耐震重要度分類の下位クラスに属するもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:10	波及的影響によってその安全機能を損なわないように設計する。また、使用済み。
1:25:15	両乾式貯蔵容器は、周辺施設等の波及的影響によってその安全機能を損なわないように設計する。
1:25:24	と記載させてもらってますこちら、主語が、
1:25:28	SRSTと関係ない。
1:25:31	ところになっているのですが、
1:25:34	耐震重要施設、
1:25:36	いや、乾式貯蔵容器にSRStがはっきり的影響を及ぼさないこと。
1:25:42	核設計上確認する必要があるというふうに記載させてもらってます。
1:25:46	以上で4条の説明を終わります。
1:25:52	規制庁西内です。規制庁側から四条地震関係何かありますか。
1:25:59	私からですっけ。
1:26:02	ちょっとすいません。一番最後の説明若干聞き逃してしまったんですけど、5×設計における留意事項のところ、
1:26:11	今回の使用済み樹脂貯蔵タンクが、むしろその加害者側としての評価、
1:26:16	て書いてるって理解でよかったですか。
1:26:20	はい、ご認識の通りです加害者側になる可能性をまずは考慮して、
1:26:26	考慮する必要があるということでこの記載は、
1:26:30	期、
1:26:31	菊川同様残しております。
1:26:34	規制庁西内ですけど。
1:26:38	また書きで書いてもらってるのはこれは今回の話じゃないな。この貯蔵容器って、
1:26:46	これ、どこにある話でしたっけ。
1:26:54	歌手貯蔵用系は、もう原子炉建屋、補助建屋、
1:26:59	外の全く別の建屋に、
1:27:02	あるものになっております。そう。そうですね。規制庁西内ですけど。すいませんなんか、あえて今回特出しで書いた理由がよく。要はこの使用済み燃料乾式貯蔵容器に対しての、
1:27:15	使用済み樹脂貯蔵タンクの悪影響って、
1:27:19	という意味で何か謳う意味がよくわからなかったってだけなんですけど、アオヤマ対抗ってこれ何で書いてるんでしたっけ。あれ、さっきおっしゃった使用済み今回のSRSTが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:30	加害者側なるよって言ってるのはこのポツで言うところの一行目と2行目の話であってまた以降は何か別の話で書いてるんでしたっけ。
1:27:41	うん。
1:27:48	同様に、し、
1:27:54	また以降も同四国電力ヒラタですまた以降も同様に、
1:27:58	また使用済み燃料貯蔵容器は周辺施設等の波及的影響によってその安全機能を損なうようね、に設計するというのが、
1:28:07	%添付書類8にも書かれている。
1:28:13	設置許可の内容になっておりまして、これに対して、
1:28:19	まずは、新しく設置するSRSTが、州当然なんですけど周辺施設でもないということを確認して、
1:28:30	この5ポツの、
1:28:33	設計方針通りであるっていうことを確認してるという意図で、記載させてもらってます。規制庁西内です。だから、これやっぱりテンパチにそのまま書いてることをそのまま書いてもらってって、
1:28:46	自明だと思うんですけど配置的に配置的に自明だと思うんですけどそういう配置設計も含めて確認をしているっていうことを説明された方って理解で合ってます。
1:28:58	四国電力平田です。ご認識の通りですが、規制庁ニシウチです理解しました。
1:29:05	ちょっとそういう意味ではこの資料全般に関係するかもしれないんですけどちょっと先に確認したいのは、あれ今回の使用済み樹脂貯蔵タンクってB共振の施設でしたっけ。
1:29:22	はい。
1:29:23	強震あり。
1:29:25	の設計としております。なるほど。規制庁西内です。
1:29:30	そうなんです。なるほど。今まで許可時点で具体的な耐震計算の結果って多分出してもらってないですよ、まとめ資料とかで。
1:29:41	はい。四国電力平田です。
1:29:43	再稼働工認時は、Bクラス。
1:29:46	につきましては、
1:29:52	四国電力平田です。設置許可時点で、具体的な設計、
1:30:00	お示ししておりません。
1:30:03	規制庁西内です。承知しました。
1:30:10	なるほど日共振なのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:16	規制庁ニシウチでそれをお伺いします。
1:30:20	と、
1:30:21	そういう意味でいう等、
1:30:23	そこはいいのか、まず 4-2-2 ページからなんですけど、
1:30:31	ここは単純に多分流れでそうやってますっていうことなのかもしれないんですけど、ここで(1)で使用済み樹脂貯蔵タンクの耐震設計って書いてもらってて、
1:30:44	で、
1:30:45	B歩Ⅱで書いてもらってる内容なんですけど、
1:30:48	これって、三条の話ですよ。
1:30:54	なんで四条の中に入ってるんでしたっけこういう流れでやってるからって いうことでしたっけ。これは単純に疑問なんですけどすみません。
1:31:18	四国電力平田です。少々ご実感いただいてもよろしいでしょうか。はい どうぞ。
1:32:46	東北電力平田です。お時間いただいてありがとうございます。
1:32:51	三条の地盤については、当発電所施設周辺の斜面等々の地盤に関す ることとして当間 4 条側でも、
1:33:03	原子炉建屋等の
1:33:06	建屋を支える地盤としての意味で、こちらの地盤、記載させてもらってま す。
1:33:24	規制庁ニシウチで、
1:33:44	すみません規制庁ニシウチですっけ。
1:33:48	藤麻生でしたっけ、ちょっと確認してまたあればご連絡させていただきま すが、
1:33:57	あれ、DB施設が一ちゃんとその支持することができる地盤に設けなき ゃいけないよ施設しなきゃいけないよっていうのがまさに三條様。
1:34:07	急ではなかったでしたっけ。
1:34:10	とちょっと思っていたので、ちょっとすみません自分の関連の記憶違い かもしれないのでちょっと確認してまた必要があればご連絡ヒアリング で確認させていただきます。単純にここは内容どうこうって話ではない のでちょっとそこまで時間かけるつもりはないんですけど、
1:34:24	ちょっと確認しておきます。
1:34:27	そういう意味では、ちょっとすみません若干三条へのつなぎとして聞き 聞きたかったんですけど。
1:34:39	一応今回タンクを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:41	追設することによって、
1:34:46	結局地盤が乗っている。
1:34:49	原子炉建屋とかの重量ってそのタンク分増えるっていうことになると思うんですけど、
1:34:55	結局
1:34:58	増えた分を踏まえたとしても、この地盤の評価っていうところに影響ないよってというのは、それはもう事業者の方でもそういう確認をしていて、今回三角まま採算上三角出してもらっているっていうそういう理解でよかったんですね。
1:35:34	四国電力平田です。ちょっとお時間いただきます。
1:36:17	四国四国電力の市同土木建築部の塩田と申します。
1:36:22	三女の方は、なんていうか、耳鼻ベーター地べた側というかプラント班では、どっちかって地べた側での、
1:36:32	確認事項というふうに理解しております基礎地盤周辺斜面の安定性を確認、すでにせしめたチーム側で確認してるので重量も、
1:36:43	原子炉補助建屋の全体重量から比べたらもう相当少ない1%程度のもので、この
1:36:50	三行の地べたチームでの評価に影響するものではないということで、三角という整理をしていると。
1:36:58	一方で4条の評価、4条における地盤の評価というのは例えば、今回は原子炉補助建屋が設置されるローカルな
1:37:08	地盤の接地圧というのが、影響ございません。影響とか評価する必要があるので、この度四条の方は0400にしている。
1:37:22	ということで34条というのは、ちょっと同じ地場の話をしているんですけどちょっと位置付けが違うものというふうに理解を
1:37:29	しておいて、条文整理は三角0というふうな評価にしております。
1:37:35	規制庁西内ですありがとうございます。
1:37:38	接地圧って四条側っていう整理でしたっけ。
1:37:42	ちょっと若干そこが
1:37:44	認識がずれてる気がしたので、す。設置後の4条側でしたっけ。
1:37:49	四国電力の塩田で生徒数制限三条でも設置後の評価はしてますし、四条の中でも各建屋ごとの設置やというのを評価しているという、
1:38:00	状況になります。以上です。規制庁西内です。ちょっと過去の資料をもう一度読んだ上でまた何かあればお聞きしたいと思いますありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:12	つづけ。
1:38:13	て、
1:38:17	B共振っていうことであればもうそこまで案もないんですけど、いや、例えばですけど、
1:38:25	結局、補足まとめ資料って、本文テンパチに書かれている内容の中から、関係スルー部分の項目をまるっと抜き出して書いてますよ。
1:38:38	ていう位置付けのものでよかったんでしたっけ。
1:38:45	四国電力平田です。
1:38:47	はい。ご認識の通りです。
1:38:52	規制庁西内です。
1:38:57	そうしたときに、例えばですけど、どう、
1:39:04	4-2-6、No。
1:39:09	一番下の荷重の組み合わせの部分とかなんですけど、
1:39:16	常時作用しているか中和間近中とかもフクマシ荷重とかも含めた、荷重はあると思うんですけど運転中の状態で施設に作用する荷重って何かあるんあるんでしたっけ。
1:39:28	このタンクに関して。
1:39:33	四国電力平田です。こちらの記載につきましては、アベ施設全般の記載としておりました、SRC個別で考えますと、
1:39:47	Bクラス施設のタンクになりますので、
1:39:56	運転中の
1:40:02	運転時の
1:40:06	オカ受、
1:40:14	どうか。
1:40:17	運転時の荷重というよりは
1:40:21	使用時の機械的荷重や最高使用圧力を共用、
1:40:27	応力投入の計算等に設定、設定して、評価する形となっております。
1:40:40	規制庁西内です。ちょっと、ちょっと工認の時の資料とかを頭に思い浮かべながらなんですけど、
1:40:47	あれ家中の運転やこの荷重の組み合わせで組み合わせてる荷重って、
1:40:53	ただ、例えば、まさに
1:41:00	DBとかであれば、一次冷却材のなんか圧力変動とか、そういう荷重じゃなかったでしたっけ。
1:41:09	だから今回も該当は何かなんか知らあるって意外でよかったんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:22	四国電力平田です。はい。運転時のカトウ変化等の、
1:41:28	当間家事故時等の荷重等は、Bクラスタンクですので考慮。
1:41:34	する必要はなくて大気圧。
1:41:37	等の荷重等が入力される形となっております。うん。規制庁西内ですけど。なので、質問は運転時の状態で施設に作用する荷重と、
1:41:49	常時採用してる荷重を組み合わせて書いてるじゃないですか。
1:41:53	常時採用してるか場外等がありますよねもちろん地下 10 とか大気圧を含めて、運転時の状態で施設に作用する荷重ってが該当そもそもあるんですけど。
1:42:25	規制庁西内ですけど、単純に質問の趣旨は、さっきの火災と違って、例えば具体的に使用済み樹脂ちょうどタンクにはと違って書き起こしてもらってたじゃないですか。
1:42:38	若干火災区域区画全体に対してじゃないですかと違ってという意味で説明する範囲の話をさっき確認させていただきましたけど、一方で今回行って、
1:42:47	耐震のところのまとめ資料ってほぼ全部が何か関係するものしないもの関係なくその項目で抜き出しているような印象を受けて、ちょっと読みづらいなという印象を受けたっていうのがちょっと確認したかったことで、
1:43:00	そういう意味でそこはどういう整理でこれ記載されてるんですけどっていうのを聞きしたかったっていうところにつなげたくてちょっと具体的なところでこういう細かいところをちょっと確認してたんですけど。
1:43:13	四国電力平田です。
1:43:15	今回こういった資料構成とした意図としましては、
1:43:21	設置許可、
1:43:23	既許可から、
1:43:25	補填書類はつきり、
1:43:27	に記載されて、
1:43:29	させてもらいました。耐震設計方針、
1:43:33	から、どうも守れていないっていうことを網羅的に確認、
1:43:38	していく。
1:43:39	オオムラ的に、間瀬
1:43:42	設計できてますよという説明をするためにこのような構成とさせてもらっていただきます。
1:43:50	規制庁西内です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:53	あとはこれは単純にちょっと耐震にかかわらず全体に関係しますけど、
1:43:58	逆に笠井は別の方針で作られてるってことですがまとめ資料は、
1:44:08	ちょっと須永史料館での何て言うんですかね。
1:44:13	そのまとめる考え方が、
1:44:16	難解一致してないように君、聞こえたのは何か機器のせいですかね。
1:44:47	四国電力マツバラで少々お待ちください。
1:46:57	四国電力平田です。四条耐震につきましては、
1:47:05	耐震設計上必要な条件について、網羅的、
1:47:14	忘れて必要なものはカバーできるように、記載させていただいた結果は、このような形となっております。
1:47:22	以上です。
1:47:26	規制庁西内です。
1:47:31	ちょっともう1回資料見た上で、何かあれば、また次回以降のヒアリングでお聞きしたいと思いますけど、やっぱり今回の使用済み樹脂貯蔵タンクに関係する設計方針がちょっとわかりづらいなという印象を受けていて、
1:47:48	そもそも最初ちょっとB共振該当するのかなってところがちょっと疑問だったんですけど。
1:47:54	そういう意味でそのなんか関係ない部分も含めて何か結構書かれてるのかなって感じがちょっとしたのでそこら辺をちょっと確認したかったっていう趣旨でしたら一方でもれなくっていうところはおっしゃる通り重要かなと思うのでちょっと改めて資料見た上でちょっとまた引き続きヒアリングで確認とかを、
1:48:10	進めていきたいなあと思います。
1:48:12	例えば、今回関係しない設計方針は何か明確にここは、今回は対象外とか、該当しないとかっていうのを例えば追加的に書いてもらうとか、
1:48:23	それは何かよりわかりやすい何か漏れなくってという観点でもう抜けはないですし、
1:48:28	わかりやすさっていう意味でも今回結局該当する設計方針が何かっていうのがわかりやすくなると思うので、ちょっとそこら辺も含めてまた引き続き確認を進めていきたいなあと思います。
1:48:39	そういう意味でちょっと今日1点だけなんですけどあと、最後に8-2の10ページのところで第一報として耐震重要度分類付けてもらってるじゃないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:51	これ単純に既許可からの整理だけお聞きしたかったっていうだけなんですけど、
1:48:56	今回実際に使用済み樹脂貯蔵タンクに付随する配管類もちろん新設しますよねと。
1:49:02	そういったものもこのタンクに含まれるっていうこの読み方をすればいいんですしたっけ。
1:49:08	それともあれは貯蔵設備ではない、要はちょうど、
1:49:12	設備までの配管なのでここには入らないんですしたけどどういう読み方をすればいいんですしたっけ配管類とかって、
1:49:45	質問の内容、
1:49:49	四国電力平田です。すみません質問の内容をもう一度お願いいたします。
1:49:56	この第1票の耐震重要度分類の部分ですけど、
1:50:01	ちょっとこれもその辺まだ確認中で申し訳ないんですけど、既許可の時工認とかも含めてかな耐震重要度分類の中に主配管とかも、
1:50:12	確か一部、
1:50:14	ちょっと気をくうが曖昧で申し訳ないんですが出てたような気もしていて、いや、今回追設する会館とかがあるじゃないですか、タンクに追加でくっつける配管が幾つかあったと思うんですけど、
1:50:25	そういう配管類って、このタンクの中に附属設備として一緒に読む理解なのか。
1:50:31	それとは別に配管で明示し、明示するものなんだけど、ただ今回は該当がないので書いてないよっていうことなのかどういう位置付けでしたっけっていう質問です。
1:51:22	規制庁西内ですけど聞こえてましたか。
1:51:26	自分の聞き方が若干悪いですか。四国電力平田です。すみません少々お時間いただきます。質問は聞こえておりました。
1:51:55	四国電力平田です。
1:51:57	へえ。
1:51:59	ちょっと配管道場タンクの整理については、もう一度確認させていただきたいと思う。
1:52:05	大野で次回以降、回答させていただきたいと思います。
1:52:12	はい。はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
1:52:18	ちょっとこれも合わせてですけど、ここで言ってもらってる補助遮へいは、まさに今回追設する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:28	壁の部分を行っている。
1:52:31	とか、単純にそのタンクの周りに壁が今回追設数も元からある壁があると思うんですけど、
1:52:39	あそこも含めての意味合いでしたっけこの補助者選書補助遮へいの範囲って、どこを指してるんでしたっけ。
1:53:06	四国電力平田です。伊勢通の部分も含めて、
1:53:12	SST散水タンクを遮へいする部分、遮へいする壁を補助遮へいとしております。
1:53:22	規制庁西内です。了解しましたので、
1:53:27	多分そこら辺の話。
1:53:32	本当だったら今日確認したように 29 条とかそういう部分で何か具体的に出てくるのかなあと思いきや、
1:53:41	あんまりそういう話が明確に出てくる場所が他でないんですよ。
1:53:48	というところで、具体的な補助遮へいって何を指しているんでしたっけっていうのがよくわからなくて、そこら辺は後述の築城の際にもまたお聞きしたいと思いますのでよろしく申し上げます。
1:54:02	はい。とりあえずちょっと現時点で耐震については規制庁側から以上でしようかね。はい。
1:54:09	ありがとうございます。
1:54:11	今日もともと多分一睡も予定してたと思いますけど、
1:54:16	そんなに時間が延びていて、且つ溢水に関してはとりあえず先ほど申請概要のときにもお話ししたけど、提案エネルギー配管に該当する理由とかそこら辺もう少し詳しくっていうところは引き続きお願いをするとして、
1:54:29	ちょっとまた次回以降にまた具体的な説明と確認また引き続きお願いする形でもいいですか。
1:54:39	四国電力の江田です。伊勢は次回以降ということで拝承です次回までに概要の
1:54:46	コメント回答として整理させていただいた資料の配管のコメントをちょっと反映したいと思います。あと確か、水の要求にどう対応するかということで今回タンクのボルトとか変更してるっていうところも
1:55:01	あるので、その辺りも反映すべきものは反映しておきたいと思います。以上です。
1:55:08	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:11	であれば、今日のヒアリングはここまでですかね。今日のメニューとしては、
1:55:17	はい。
1:55:18	衛藤。
1:55:19	ちょっと若干時間も過ぎているので、今日そこまでヒアリングで確認した事故多くはないと思いますので、何かヒアリング全般にわたってちょっとこの部分だけ共通認識というか確認したとかそういう部分ってありますか。
1:55:41	四国電力の仲です。四国電力の方から特に確認事項ありません。
1:55:47	規制庁西内ですありがとうございます。では最後スケジュール感だけ事務的にちょっと確認をさせていただきますけども、
1:55:54	本件申請がいただいてから、ヒアリングの資料4ですかね。
1:56:01	2回目のヒアリングで、
1:56:03	9月下旬ぐらいに審査会合を予定しているってということで今日ちょっと溢水等もあと10条12条あたりができなかったのもまた次回のヒアリング
1:56:12	以降で引き続き、説明をいただいてこちら確認を進めていければと思っております。
1:56:18	今日仲野からも最初冒頭にありましたけど、基本的に今後資料多分何か何個かぱらぱら資料が出てくるとお互い多分資料管理が結構煩雑になってしまうので、方
1:56:29	申請概要の例えば補足とか、あとは先ほどご説明いただいたように火災とか地震とか溢水とかで幾つか共通するような事故ももちろんあるんですよね。
1:56:40	なのでできればそこまでボリュームも多分多くはないと思うので、まとめ資料はまずは一括で更新をいただいて、その都度ヒアリングごとに同じものを1冊見ながらヒアリングができればいいかなとは思っています。
1:56:55	そういう意味で今後内容が多くなってくるのであれば例えば抜粋版っていうのを逐一いただくとかそういった形で対応をヒアリングを進めていければいいかなと思っておりますけども。
1:57:07	そういう意味では今日のヒアリングを踏まえた確認事項っていうのをまた追加修正いただいてご提出いただいて9月の中旬ぐらいもいつまでヒアリングっていう形かなと思っておりますけども、進め方含めて何かありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:25	四国電力の中ですか。進め方についてはおっしゃられた内容で進めたいと思いますのでよろしくお願いします。
1:57:34	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:57:38	次あれですねちょっと次の時間長めにヒアリング時間として、添 3.4. 5、あと全 11 以外のテナパチ場設置許可基準規則に係る部分。
1:57:51	については基本今回のヒアリングでまとめて一通りできればいいかなとは思ってますけども。
1:57:58	そういった形でまた、まずは東京支社と事務的に調整にて調整をできればとは思っています。よろしくお願いします。
1:58:06	スケジュール含めて全体通して四国電力から何かありますか。
1:58:13	四国電力松原でございます。
1:58:16	ちょっとこちらの都合で申し訳ないんですけども、次回のヒアリングは、できれば 9 月 12 日の週以降でお願いできればと思っております。
1:58:27	また改めて調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
1:58:31	規制庁西内です。了解しました。であれば先ほどお話ししたようにやっぱりまとめて次のヒアリングで一通り逐条については俺一旦一周はしたいかなとは思ってますので、
1:58:42	それに向けて準備をお願いできればと思います。
1:58:46	四国電力松原です承知いたしました。
1:58:49	はい。よろしくお願いします。全体通して規制庁側から何かありますか。
1:58:54	よろしいですか。
1:58:57	はい。
1:59:00	すいません規制庁の奥でございます。はい。
1:59:02	次回、9 月 10 日以降という話ありましたがどもぜひ体況整えていただいて、次回また万全の対応でお答えをいただけたと思います。引き続きよろしくお願いします。
1:59:13	四国電力松原でございます。ありがとうございます。こちらもちょうと体調の方整えてですね、万全の体制で審査の方に臨めるようにしたいと思しますので、引き続きよろしくお願いいたします。
1:59:26	規制庁西内ですよろしくお願いします。じゃあ、最後全体として四国電力側もよろしいでしょうか。
1:59:38	はい四国電力の中ですか。四国電力からは特にありません。
1:59:42	規制庁西内です。了解しました。今日のヒアリングはここで終了にしたいと思いますありがとうございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:49	ありがとうございました。
---------	--------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。